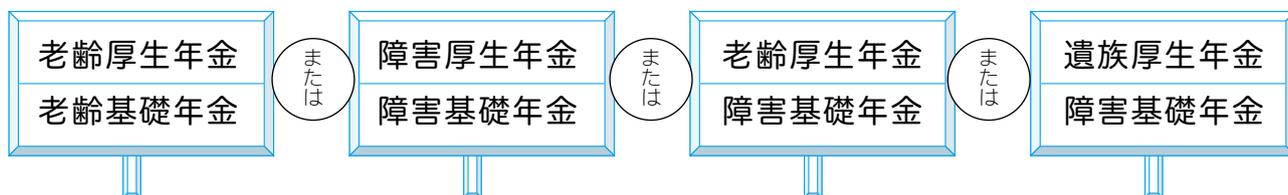


平成18年4月から 障害基礎年金と老齢厚生年金または 遺族厚生年金との併給が可能になりました。

これまでは一人一年金の原則により、例えば障害年金と老齢年金の両方は受けられませんでした。よって、厚生年金に加入したことのある障害者の方が65歳になったとき、障害に伴って受けていた障害基礎年金を受給し続けるか、老齢基礎年金に報酬比例部分を加えたものを受給するかを選択していました。就労期間が短かったり、保険料の法定免除期間が長かったりすると、多くの場合、障害基礎年金を受給した方が金額が高くなるため、働いて支払った保険料が年金額に反映されない結果になっていました。

そこで、改正により、障害基礎年金に上乘せする厚生年金が選択できるようになりました。もちろん、老齢基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせを選択することも可能です。

以下の組み合わせも可能になります。



Q&A

1. どのような人が申し出られるのでしょうか？

A 障害基礎年金と、老齢または遺族の厚生年金給付の受給権を有する65歳以上の方となります。

2. 改正前に受給権が発生している人も適用されるのでしょうか。

A 65歳以上であれば、平成18年4月以降適用されます。

3. 65歳を過ぎてから障害者になりました、申請できますか？

A 65歳までに障害認定を受けた方のみに限りますので、65歳を過ぎてからの障害に関しては非該当となります。*初診日から1年6ヶ月後(障害認定日)の診断書が必要になります。

国民年金のお支払は
便利な口座振替で!

詳しくは・・・

うるま市役所 年金課 ☎973-5498
コザ社会保険事務所 ☎933-3439
直接、窓口へお越しください。

年金を受給している方へ

～平成18年度の年金額は0.3%引き下げとなります～

平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。平成18年4月分から新しい年金額となりますので、6月の定期支払(4月及び5月分)から年金額が変更となります。